

事務連絡
令和2年5月19日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 住宅宿泊事業主管部局 御中

観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症の対応については、厚生労働省から、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛に「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号、厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）が通知されましたが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、その一部を変更する事務連絡が厚生労働省より通知されているところです。

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応についても、当該事務連絡の内容と同様の対応を取ることが望ましい（※）と考えるため、貴管内の住宅宿泊事業者に対し、当該事務連絡の内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅については、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。

事務連絡
令和2年5月18日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（以下「通知」という。）によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域等について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年4月28日付けの当課事務連絡は廃止する。

記

1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」を「WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※」とする。

※WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（令和2年5月18日現在）
インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、米国、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英國、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラル

シ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、エジプト、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、モーリシャス、モロッコ

- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)中「かつ、中華人民共和国湖北省」を「又は、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とする。